議第7739号

東京都市計画都市再生特別地区の変更

都市計画都市再生特別地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物その他の工作物の誘導すべき用途	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	壁面の位置の制限	備考
都市再生特別地区（霞が関・虎ノ門地区）	約1.4ha	―	155/10	―	―	―	―	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない。	1　中水道施設の用に供する部分その他これに類するものは、450㎡を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。（注１） 2　地域冷暖房施設の用に供する部分その他これに類するものは、5,050㎡を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。（注１） 3　大型受水槽室の用に供する部分その他これに類するものは、500㎡を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。（注１） 4　駅等から道路等の公共空地に至る動線上無理のない経路上にある通路等の用に供する部分は、350㎡を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。（注１）
	A地区 約1.2ha		160/10 （注１） ただし、3/10以上を国際的・先進的なビジネス活動を促進する施設及びこれに付随する施設の用途とする。	40/10	8/10 （注２）	1,000㎡	180m ※高さの基準点はT.P.+6.2mとする。		

		B地区 約0.2ha		100/10 （注３）	40/10		500㎡	60m ※高さの基準点はT.P.+6.8mとする。		5　建築基準法第53条第６項第１号に該当する建築物にあっては、2/10を加えた数値とする。（注２） 6　地域冷暖房施設の用に供する部分その他これに類するものは、20㎡を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。（注３） 7　駅等から道路等の公共空地に至る動線上無理のない経路上にある通路等の用に供する部分は、100㎡を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。（注３） 8　別添図のとおり、虎ノ門地下歩道改良、銀座線虎ノ門駅改良、道路環境整備及び道路表層整備を行う。 9　港区内の既存ストックの利活用を行う。

ただし、次に掲げる都市計画施設について、建築物の建蔽率の限度又は建築物の容積率の限度が定められている区域内の建築物については、その数値とする。

・霞が関団地一団地の官公庁施設

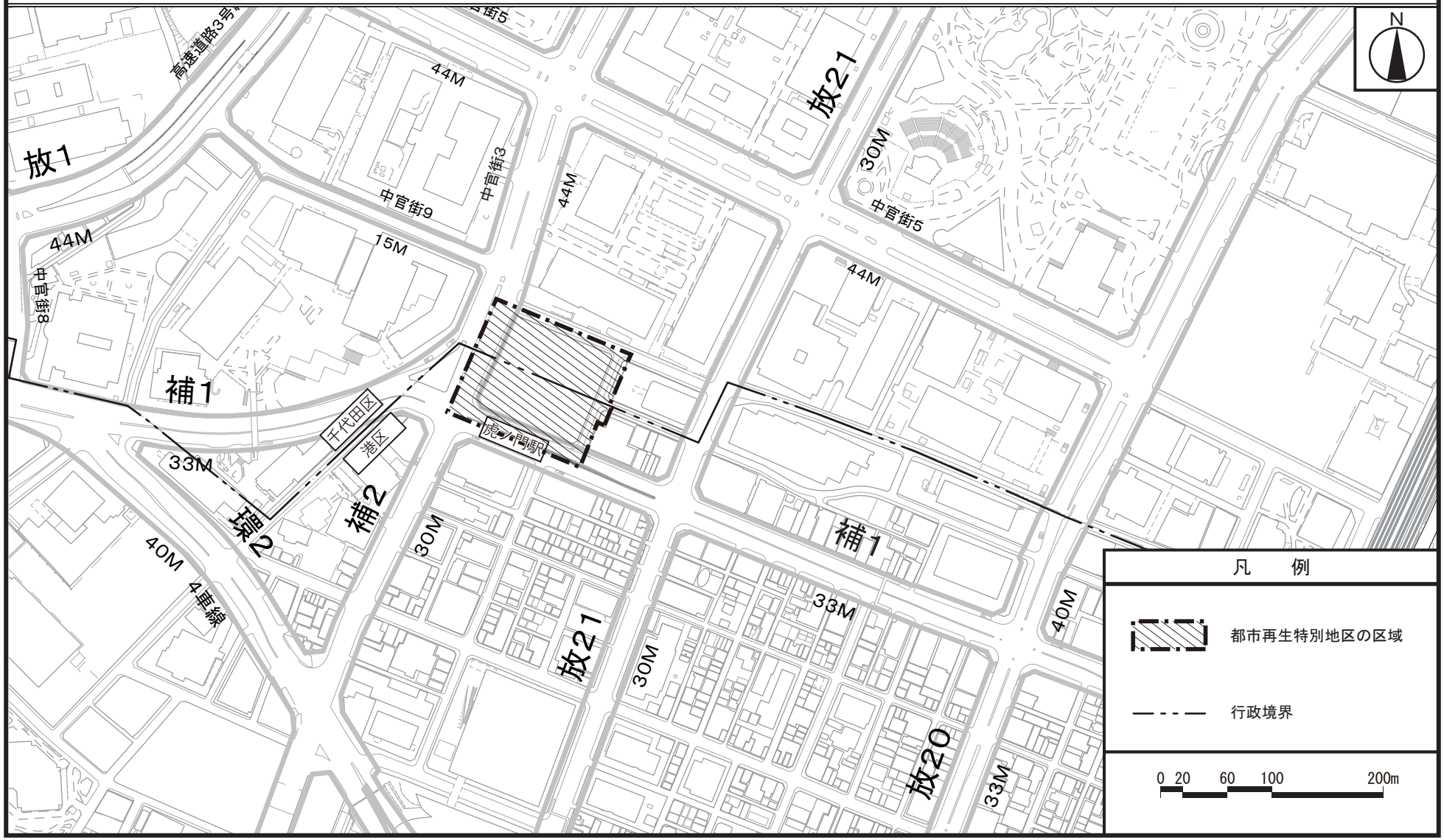
その他の既決定の地区	面　　積	位　　置
都市再生特別地区(大崎駅西口Ｅ東地区)	約　2.4　ha	品川区大崎二丁目及び大崎三丁目各地内
都市再生特別地区(大崎駅西口Ａ地区)	約　1.8　ha	品川区大崎二丁目地内
都市再生特別地区(丸の内１－１地区)	約　1.2　ha	千代田区丸の内一丁目及び中央区八重洲一丁目各地内
都市再生特別地区(大手町地区)	約 16.2　ha	千代田区大手町一丁目及び大手町二丁目並びに中央区八重洲一丁目各地内
都市再生特別地区(西新宿一丁目７地区)	約　0.9　ha	新宿区西新宿一丁目地内
都市再生特別地区(丸の内２－１地区)	約　1.7　ha	千代田区丸の内二丁目地内
都市再生特別地区(淡路町二丁目西部地区)	約　2.2　ha	千代田区神田淡路町二丁目地内
都市再生特別地区(大手町一丁目６地区)	約　1.5　ha	千代田区大手町一丁目地内
都市再生特別地区(日本橋室町東地区)	約　1.8　ha	中央区日本橋室町一丁目及び日本橋室町二丁目各地内
都市再生特別地区(北品川五丁目第１地区)	約　3.6　ha	品川区北品川五丁目地内
都市再生特別地区(銀座四丁目６地区)	約　0.9　ha	中央区銀座四丁目地内
都市再生特別地区(渋谷二丁目２１地区)	約　1.1　ha	渋谷区渋谷二丁目地内
都市再生特別地区(神田駿河台三丁目９地区)	約　2.2　ha	千代田区神田駿河台三丁目地内
都市再生特別地区(京橋二丁目１６地区)	約　0.7　ha	中央区京橋二丁目地内
都市再生特別地区(丸の内二丁目７地区)	約　1.7　ha	千代田区丸の内二丁目地内
都市再生特別地区(京橋二丁目３地区)	約　1.0　ha	中央区京橋二丁目地内
都市再生特別地区(銀座四丁目１２地区)	約　1.0　ha	中央区銀座四丁目地内
都市再生特別地区(神田駿河台四丁目６地区)	約　1.3　ha	千代田区神田駿河台四丁目地内
都市再生特別地区(京橋三丁目１地区)	約　1.3　ha	中央区京橋三丁目地内
都市再生特別地区(丸の内一丁目１－１２地区)	約　1.3　ha	千代田区丸の内一丁目及び中央区八重洲一丁目各地内
都市再生特別地区(銀座六丁目１０地区)	約　1.4　ha	中央区銀座六丁目地内
都市再生特別地区(日本橋二丁目地区)	約　4.8　ha	中央区日本橋二丁目地内
都市再生特別地区(大手町一丁目１地区)	約　2.4　ha	千代田区大手町一丁目地内
都市再生特別地区(浜松町二丁目４地区)	約　3.2　ha	港区浜松町二丁目地内
都市再生特別地区(渋谷駅地区)	約　4.9　ha	渋谷区渋谷二丁目、道玄坂一丁目及び道玄坂二丁目各地内
都市再生特別地区(渋谷三丁目２１地区)	約　1.0　ha	渋谷区渋谷二丁目及び渋谷三丁目各地内
都市再生特別地区(日比谷地区)	約　1.4　ha	千代田区有楽町一丁目地内
都市再生特別地区(虎ノ門二丁目地区)	約　2.9　ha	港区虎ノ門二丁目及び赤坂一丁目各地内
都市再生特別地区(桜丘町１地区)	約　2.6　ha	渋谷区桜丘町及び道玄坂一丁目各地内
都市再生特別地区(丸の内三丁目１０地区)	約　1.6　ha	千代田区丸の内三丁目地内
都市再生特別地区(竹芝地区)	約　2.4　ha	港区海岸一丁目地内
都市再生特別地区(虎ノ門四丁目地区)	約　1.8　ha	港区虎ノ門三丁目及び虎ノ門四丁目各地内
都市再生特別地区(虎ノ門一丁目３・１７地区)	約　2.2　ha	港区虎ノ門一丁目地内
都市再生特別地区(大手町一丁目２地区)	約　2.8　ha	千代田区大手町一丁目地内
都市再生特別地区(八重洲一丁目６地区)	約　1.4　ha	中央区八重洲一丁目地内
都市再生特別地区(八重洲二丁目１地区)	約　1.7　ha	中央区八重洲二丁目地内
都市再生特別地区(宇田川町１５地区)	約　0.7　ha	渋谷区宇田川町及び神南一丁目各地内
都市再生特別地区(京橋一丁目東地区)	約　1.6　ha	中央区京橋一丁目地内
都市再生特別地区(八重洲二丁目中地区)	約　2.2　ha	中央区八重洲二丁目地内
都市再生特別地区(虎ノ門・麻布台地区)	約　8.1　ha	港区虎ノ門五丁目、麻布台一丁目及び六本木三丁目各地内
都市再生特別地区(日本橋一丁目中地区)	約　3.9　ha	中央区日本橋一丁目地内
都市再生特別地区(芝浦一丁目地区)	約　4.7　ha	港区芝浦一丁目地内
都市再生特別地区(虎ノ門一・二丁目地区)	約　2.4　ha	港区虎ノ門一丁目及び虎ノ門二丁目各地内
都市再生特別地区(赤坂二丁目地区)	約　2.0　ha	港区赤坂一丁目及び赤坂二丁目各地内

都市再生特別地区(歌舞伎町一丁目地区)	約　0.6　ha	新宿区歌舞伎町一丁目及び歌舞伎町二丁目各地内
都市再生特別地区(品川駅北周辺地区)	約　9.5　ha	港区港南二丁目、芝浦四丁目、高輪二丁目及び三田三丁目各地内
都市再生特別地区(八重洲一丁目北地区)	約　1.6　ha	中央区八重洲一丁目地内
都市再生特別地区(日本橋室町一丁目地区)	約　1.1　ha	中央区日本橋室町一丁目地内
都市再生特別地区(内神田一丁目地区)	約　1.0　ha	千代田区内神田一丁目地内
都市再生特別地区(東池袋一丁目地区)	約　1.5　ha	豊島区東池袋一丁目地内
都市再生特別地区(新宿駅西口地区)	約　1.6　ha	新宿区新宿三丁目及び西新宿一丁目各地内
都市再生特別地区(虎ノ門一丁目東地区)	約　1.1　ha	港区虎ノ門一丁目地内
都市再生特別地区(赤坂二・六丁目地区)	約　1.7　ha	港区赤坂二丁目及び赤坂六丁目各地内
都市再生特別地区(渋谷二丁目西地区)	約　2.9　ha	渋谷区渋谷二丁目地内
都市再生特別地区(日本橋一丁目東地区)	約　3.6　ha	中央区日本橋一丁目、日本橋本町一丁目及び日本橋小網町各地内
都市再生特別地区(日本橋一丁目１・２番地区)	約　0.8　ha	中央区日本橋一丁目地内
都市再生特別地区(新宿駅西南口地区)	約　1.9　ha	新宿区西新宿一丁目及び渋谷区代々木二丁目各地内
都市再生特別地区(京橋三丁目東地区)	約　0.9　ha	中央区京橋三丁目地内
都市再生特別地区(宮益坂地区)	約　1.4　ha	渋谷区渋谷一丁目及び二丁目各地内
都市再生特別地区(品川駅街区地区)	約　3.3　ha	港区高輪三丁目及び港南二丁目各地内
都市再生特別地区(田町駅西口駅前地区)	約　0.8　ha	港区芝五丁目地内
都市再生特別地区(六本木五丁目西地区)	約 10.1　ha	港区六本木五丁目、六本木六丁目及び麻布十番一丁目各地内
都市再生特別地区(池袋駅西口地区)	約　6.1　ha	豊島区西池袋一丁目及び西池袋三丁目各地内
都市再生特別地区(丸の内仲通り南周辺地区)	約　5.7　ha	千代田区丸の内二丁目、丸の内三丁目及び有楽町一丁目各地内
都市再生特別地区(田町駅東口地区)	約　2.7　ha	港区芝浦三丁目地内
小計	約 169.8　ha	
今回変更する地区		
都市再生特別地区(霞が関・虎ノ門地区)※本件	約　1.4　ha	千代田区霞が関一丁目及び港区虎ノ門一丁目各地内
都市再生特別地区(神田錦町三丁目南部東地区)	約　2.5　ha	千代田区神田錦町二丁目及び神田錦町三丁目各地内
合計	約　173.7　ha	

「位置、区域、高さの最高限度及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

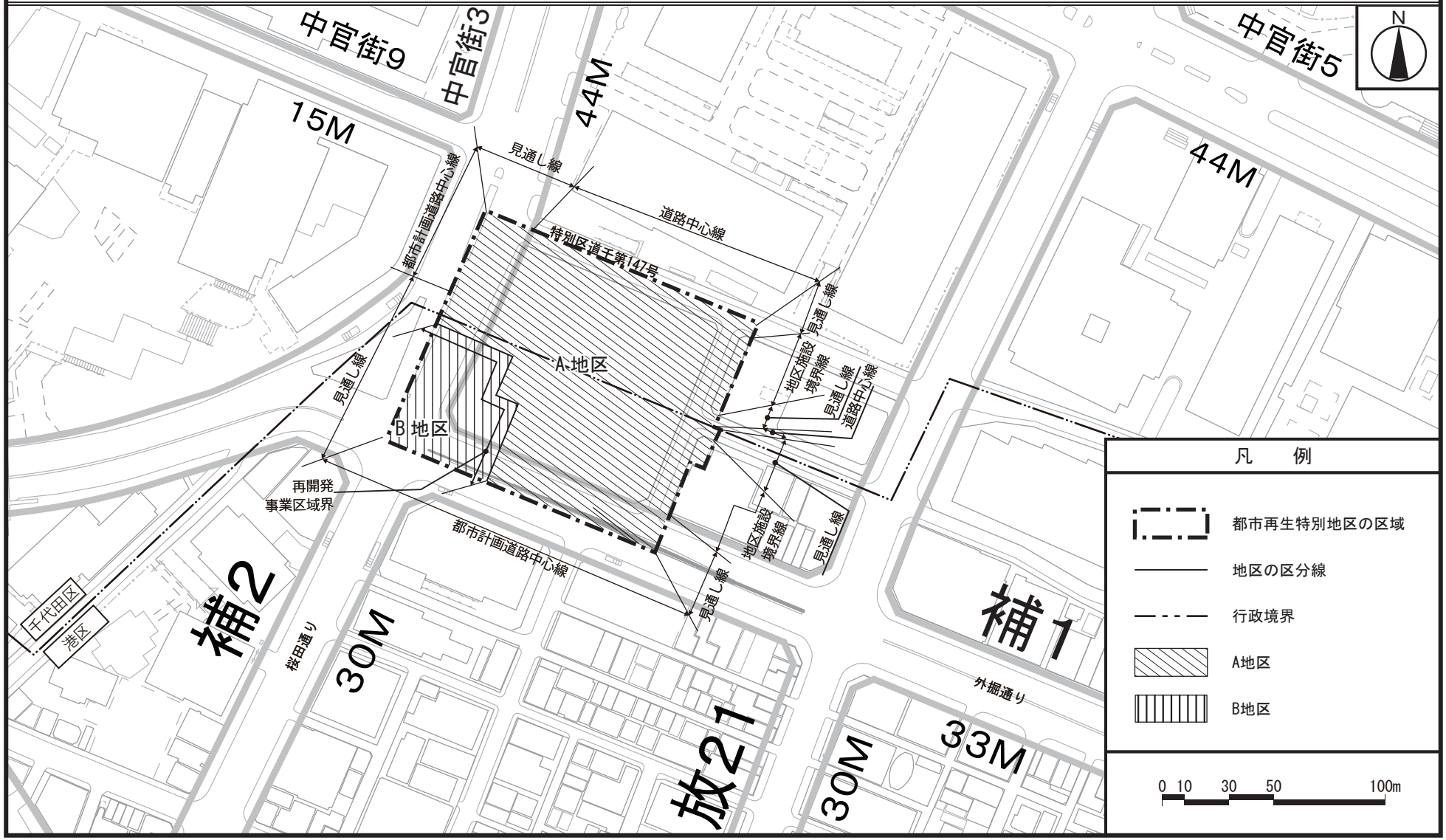
理　由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再生特別地区を変更する。

東京都市計画都市再生特別地区
霞が関・虎ノ門地区　位置図



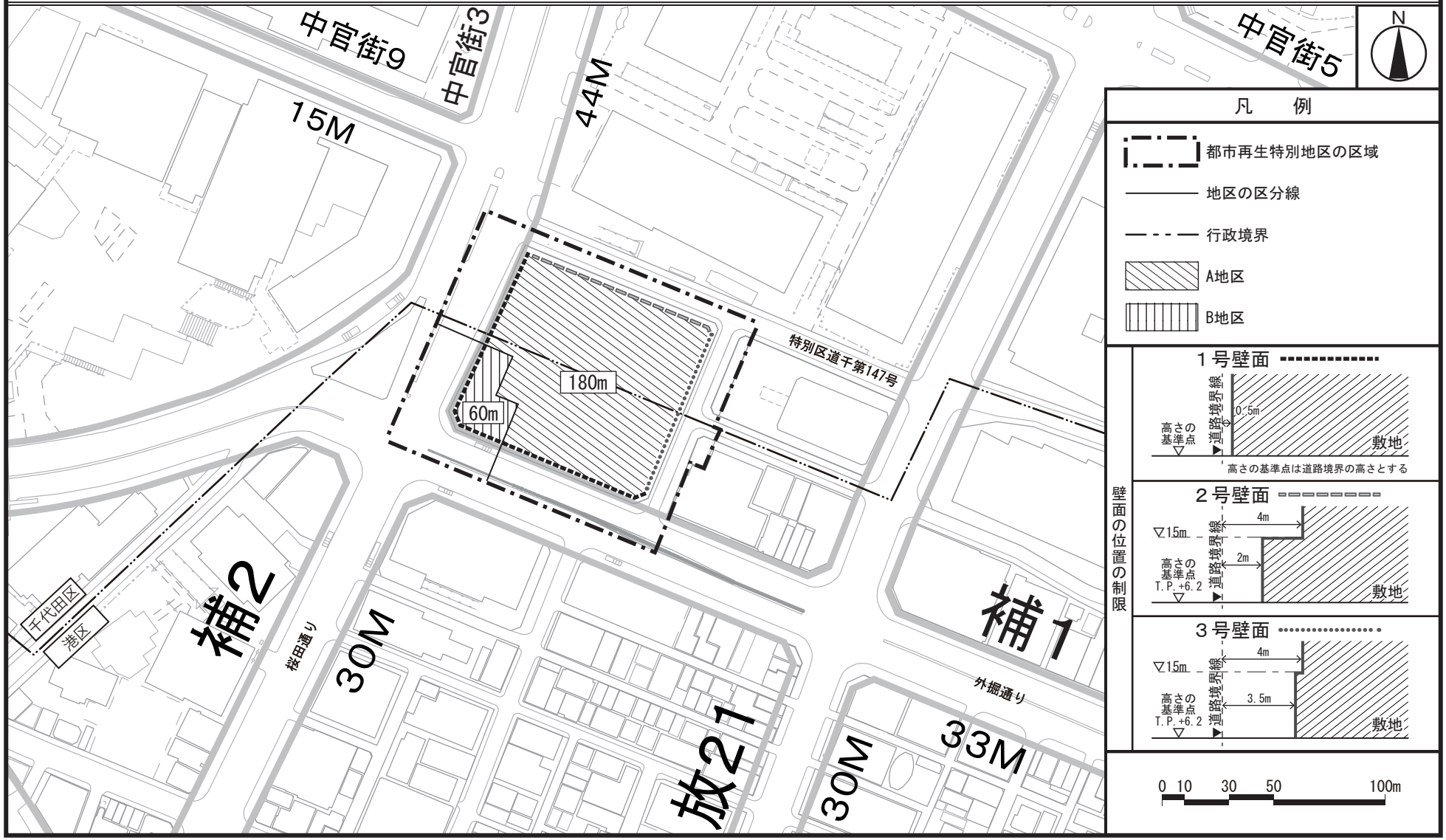
この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（７都市基交第1421号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）７都市基街都第232号、令和８年１月16日

東京都市計画都市再生特別地区
霞が関・虎ノ門地区　計画図１



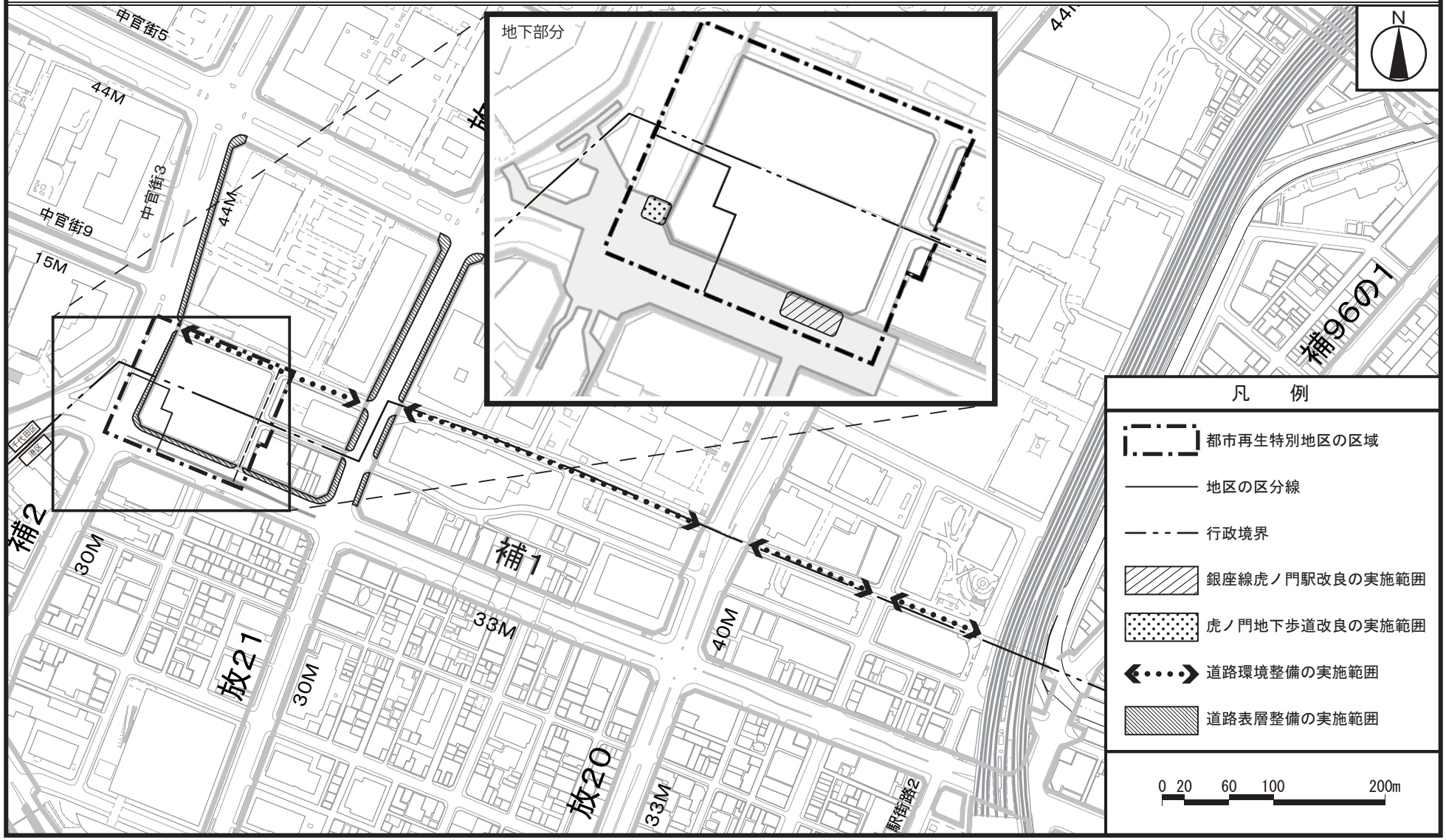
この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（７都市基交第1421号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）７都市基街都第232号、令和８年１月16日

東京都市計画都市再生特別地区
霞が関・虎ノ門地区　計画図２



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（７都市基交第1421号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）７都市基街都第232号、令和８年１月16日

東京都市計画都市再生特別地区
霞が関・虎ノ門地区　別添図



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（７都市基交第1421号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）７都市基街都第232号、令和８年１月16日

東京都市計画都市再生特別地区
霞が関・虎ノ門地区　参考図１（計画建物イメージ）

都市再生への貢献

1　新たな東京のランドマークとなる交通結節拠点を形成する都市基盤の整備

（1）駅まち一体の都市基盤整備による、虎ノ門駅周辺のラストワンピースとなる交通結節機能の強化
（2）虎御門の歴史性をふまえた、地域のシンボルとなる駅まち空間の形成
（3）外堀の歴史性をふまえた、エリア間連携を強化する、緑豊かでウォーカブルなネットワーク形成

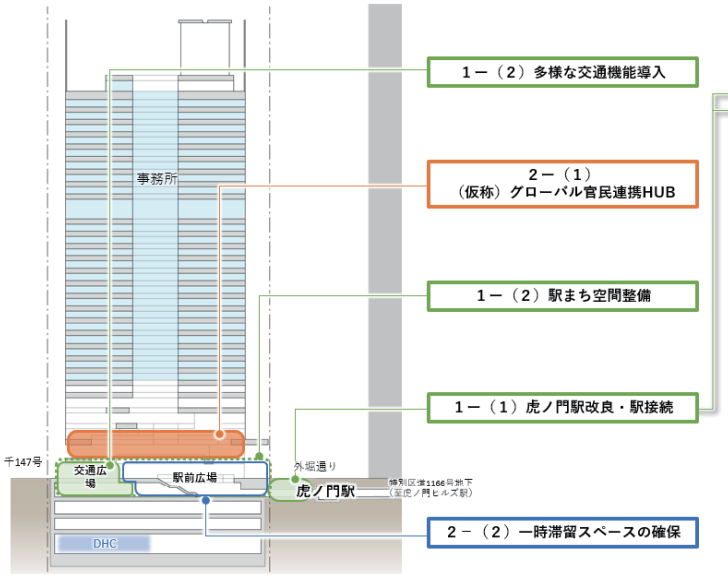
2　地域の個性を伸ばし、国際競争力向上に資する都市機能の導入

（1）国際規格や民間認証開発等のルール形成を支援し、新技術の社会実装等による国際競争力向上を実現する「（仮称）グローバル官民連携HUB」の整備
（2）既存ストック等の利活用により、エリアのイノベーション創出力を高めるスタートアップ向け居住・滞在機能及び交流機能の整備

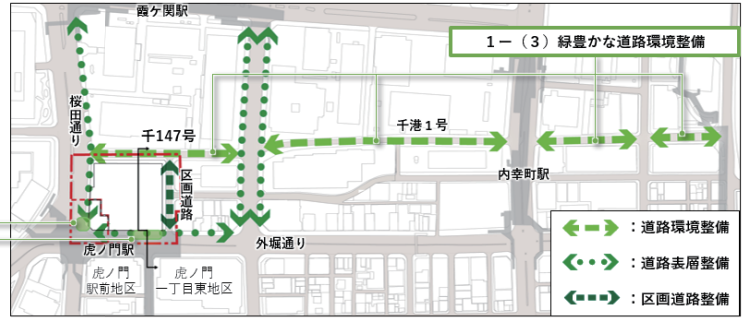
3　環境への取り組みと防災機能強化

（1）環境負荷低減に向けた取り組み
（2）駅直近地区/緊急輸送道路沿道地区に相応しい防災性の確保

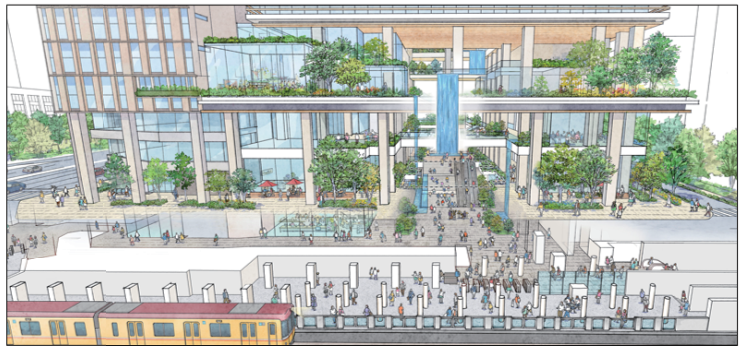
■断面構成図



■整備範囲



■整備イメージ



東京都市計画都市再生特別地区
霞が関・虎ノ門地区　参考図２（イメージパース）

■計画建物のイメージ（計画地南西側から望む。）



〔参考〕東京都市計画地区計画の決定

都市計画霞が関・虎ノ門地区地区計画を次のように決定する。

名　　称	霞が関・虎ノ門地区地区計画
位　　置	千代田区霞が関一丁目及び港区虎ノ門一丁目各地内
面　　積	約１．４ｈａ
地区計画の目標	本地区は、東京都市計画道路幹線街路補助線街路第１号線（外堀通り）と中央官衙街路第３号線（桜田通り）の交差点部に面するとともに、地下鉄虎ノ門駅に隣接し、地下鉄内幸町駅や地下鉄霞ケ関駅に近接した交通利便性が高い地区である。また、中央官庁街に近接することや、本地区南側の街区において大規模な開発事業により都市基盤の整備が進められていることから、国際的なビジネス・交流拠点としての高いポテンシャルを有している地区である。さらに、江戸城外濠跡に位置し、周辺には虎御門が位置していたなどの歴史性を有している地区でもある。 一方、地区内においては、緊急輸送道路である外堀通りや桜田通り沿道の建築物の老朽化が進んでおり、防災上の課題を抱えている。加えて、地下鉄虎ノ門駅出入口及び地上の歩行者空間における混雑や交通結節機能の不足、広場や緑などの不足が課題となっている。 内閣府によって特定都市再生緊急整備地域に指定されており、地域整備方針では増進すべき事項として虎ノ門駅周辺の交通結節機能の強化が示されている。 東京都が定めている「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和３年３月）」では、中枢広域拠点域における国際ビジネス交流ゾーンに位置付けられており、環状第２号線の開通を契機に、地下鉄駅の新設や改良、地下歩行者通路、バスターミナルの整備など、交通結節機能を強化することとされている。あわせて、街路樹の充実によるみどりの軸の形成、沿道のまちづくりによる緑化が進み、広がりと厚みのあるみどりを形成すること、敷地統合などによる機能更新の促進や歩行者ネットワークの整備により、国際的な生活環境を備えたビジネス・交流拠点を形成することが示されている。 「千代田区都市計画マスタープラン（令和３年５月）」では、緑豊かで風格と親しみ、賑わいを感じるまちをつくることとされており、本地区が面する桜田通りは、まちと駅をつなぎ、日常の移動や地域を越えた回遊を楽しむ環境を充実させるエリア回遊軸に位置付けられている。「千代田区緑の基本計画（令和３年７月）」では、内濠リングと外濠リングを基盤とする構造的なネットワークが掲げられており、外濠リングについては、連続する水と緑の空間を形成し、緑や水を感じながら、また千代田区の歴史文化に触れながら歩くことのできる環を形成することが示されている。あわせて、桜田通りについては「緑の回廊軸」として、緑が連続する街並みの創出や居心地の良い環境の形成が掲げられている。 「港区まちづくりマスタープラン（平成 29 年３月）」では、虎ノ門地域においては、複数の大規模な開発事業等の連携により市街地環境の質を向上させ、国際的なビジネス・交流拠点を形成することが掲げられている。加えて、緑のネットワークについて、芝公園～愛宕山～日比谷公園を結ぶ緑の軸が、斜面地やその周辺において緑の連なりを拡充する「地形をいかした緑の軸」に、桜田通りが、道路や沿道において緑化を推進する「道路をいかした緑の軸」に位置付けられている。 このような背景を踏まえ、本地区では、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、虎ノ門駅

		とまちをつなぐ駅前広場や交通広場を整備し、駅を中心とした交通結節機能を強化するとともに、街区再編により緑豊かで安全かつ快適な歩行者空間を整備することで魅力ある駅前空間を創出し、災害対応力を向上する。また、地区の歴史性や立地特性を生かした広場や緑地を整備し、緑豊かなうるおいのある都市空間を形成する。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	1　敷地や道路及び緑地が一体となった緑ある沿道空間を形成する。 2　A地区 街区再編を通じて、地下鉄虎ノ門駅と連携した駅まち一体の空間形成や地域の利便性を向上する多様な交通機能の配置により交通結節機能を強化する。また、高度に集積した業務、商業に加えて中央官庁街に近接する立地特性を踏まえた産業支援機能を導入する。 3　B地区 虎ノ門交差点下の地下歩道やA地区において整備される駅前広場等の周辺の地下歩行者ネットワークと接続した、賑わいある安全・安心な歩行者空間を確保する。
	地区施設の整備の方針	1　道路・緑地の整備方針 街区再編に伴い、交通広場へのアクセスや地区内の交通の円滑な処理を行うとともに、駅を中心としたウォーカブルな歩行者空間を形成するため、区画道路を整備する。また、区画道路に沿って緑豊かな憩いの空間を創出する緑地を整備する。 2　広場の整備方針 交通結節機能及び災害対応力の強化を図るため、地上、地下一体となった駅前広場及び地域の利便性を向上する多様な交通機能を配置した交通広場を整備する。また、地上、地下の歩行者交通を円滑に処理するため、桜田通りに接する街角部に滞留空間となる広場を整備する。 3　その他の公共空地の整備方針 歩行者ネットワークを強化し、安全・安心かつ賑わいある歩行者空間を確保するため、地下鉄虎ノ門駅や虎ノ門交差点下の地下歩道に連絡する地上、地下の歩行者通路や貫通通路を整備するとともに、特別区道千第147号及び区画道路沿いに歩道状空地を設ける。
	建築物等の整備の方針	1　地区にふさわしい都市機能の誘導を図るため、建築物等の用途の制限を定める。 2　安全で快適な歩行者空間を確保し、回遊性の向上を図るため、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。 3　周辺環境と調和した魅力ある都市景観の形成を図るため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	1　再生可能エネルギーの有効活用を積極的に行うことにより環境負荷低減を図る。 2　災害時における帰宅困難者の支援を行うために、駅前の災害対応力を強化する。 3　都心部のヒートアイランド現象の緩和に寄与するため、街並みに配慮した緑を創出する。

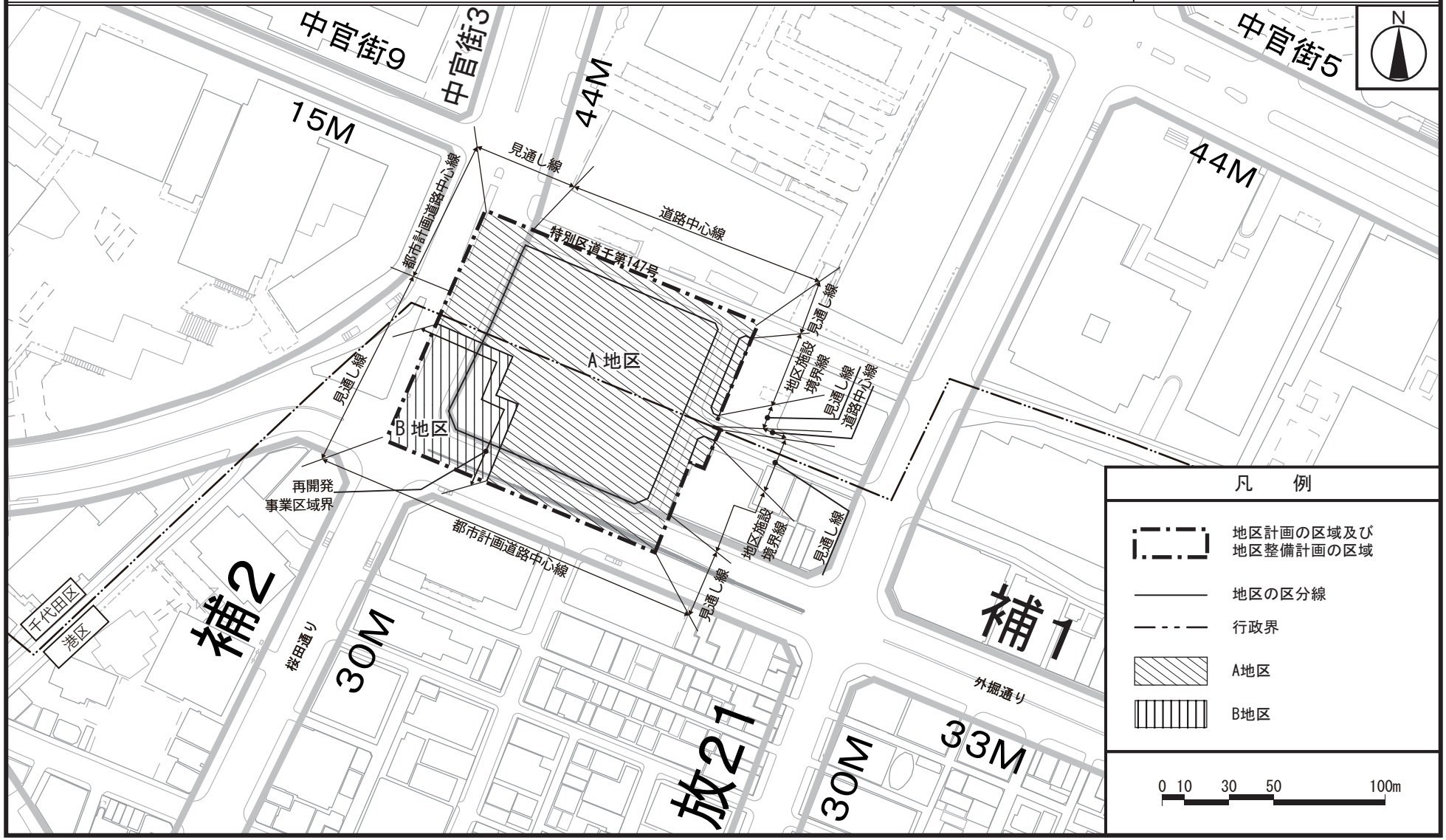
地区整備計画	位　置		千代田区霞が関一丁目及び港区虎ノ門一丁目各地内				
	面　積		約１．４ｈａ				
	地区施設の配置及び規模	種　類	名　称	幅　員	延　長	面　積	備　考
		道　路	区画道路	１０．５ｍ	約８５ｍ	―	新設
		その他の公共空地	駅前広場	―	―	約２，３００㎡	新設 （地上約１，４２０㎡・地下約８８０㎡。ピロティ、昇降施設、階段を含む。）
			交通広場	―	―	約１，４００㎡	新設 （地上約３５０㎡・地下約１，０５０㎡。車両出入口、スロープを含む。）
			広場１号	―	―	約２００㎡	新設 （ピロティを含む。）
			広場２号	―	―	約１６０㎡	新設 （ピロティを含む。）
			貫通通路１号	４．０ｍ	約３０ｍ	―	新設
			貫通通路２号	４．０ｍ	約５ｍ	―	新設
			歩行者通路１号	４．０ｍ	約４０ｍ	―	新設 （地下。地下部で虎ノ門交差点下の地下歩道に接続する。）
			歩行者通路２号	３．０ｍ	約５５ｍ	―	新設 （地上、地下。昇降施設を含む。地上部で広場１号に接続する。）
			歩行者通路３号	３．０ｍ	約１５ｍ	―	新設 （地上、地下。昇降施設、階段を含む。地上部で広場２号、地下部で歩行者通路２号に接続する。）
			歩行者通路４号	１．５ｍ	約２０ｍ	―	新設 （地上、地下。昇降施設、階段を含む。地上部で歩道状空地２号、地下部で虎ノ門駅に接続する。）

地区整備計画				歩道状空地１号	２．０ｍ	約４０ｍ	―	新設 （ただし、交通広場の車両出入口は除く。）
				歩道状空地２号	３．５ｍ	約５５ｍ	―	新設
				緑地１号	―	―	約１５０㎡	新設
				緑地２号	―	―	約８０㎡	新設
	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	Ａ地区			Ｂ地区	
			面積	約１．２ｈａ			約０．２ｈａ	
		建築物等の用途の制限		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項各号に掲げる風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。				
		壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図３に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない。				
		壁面後退区域における工作物の設置の制限		壁面の位置の制限として定められた限度の線と道路境界線との間の土地の区域においては、門、柵、塀、広告物等の交通を妨げるようなものを設置してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。 １　歩行者の通行に配慮した緑化施設及びこれに付帯するもの ２　駐車場の出庫注意灯、案内板等で建築物の管理上必要なもの				
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限		１　建築物等の色彩は、周辺環境との調和に配慮した意匠とする。 ２　屋外広告物は、周辺環境との調和や建築物との一体性に配慮した意匠とする。				

「地区計画の区域、地区整備計画の区域、地区の区分、地区施設の配置及び壁面の位置の制限については、計画図表示のとおり」

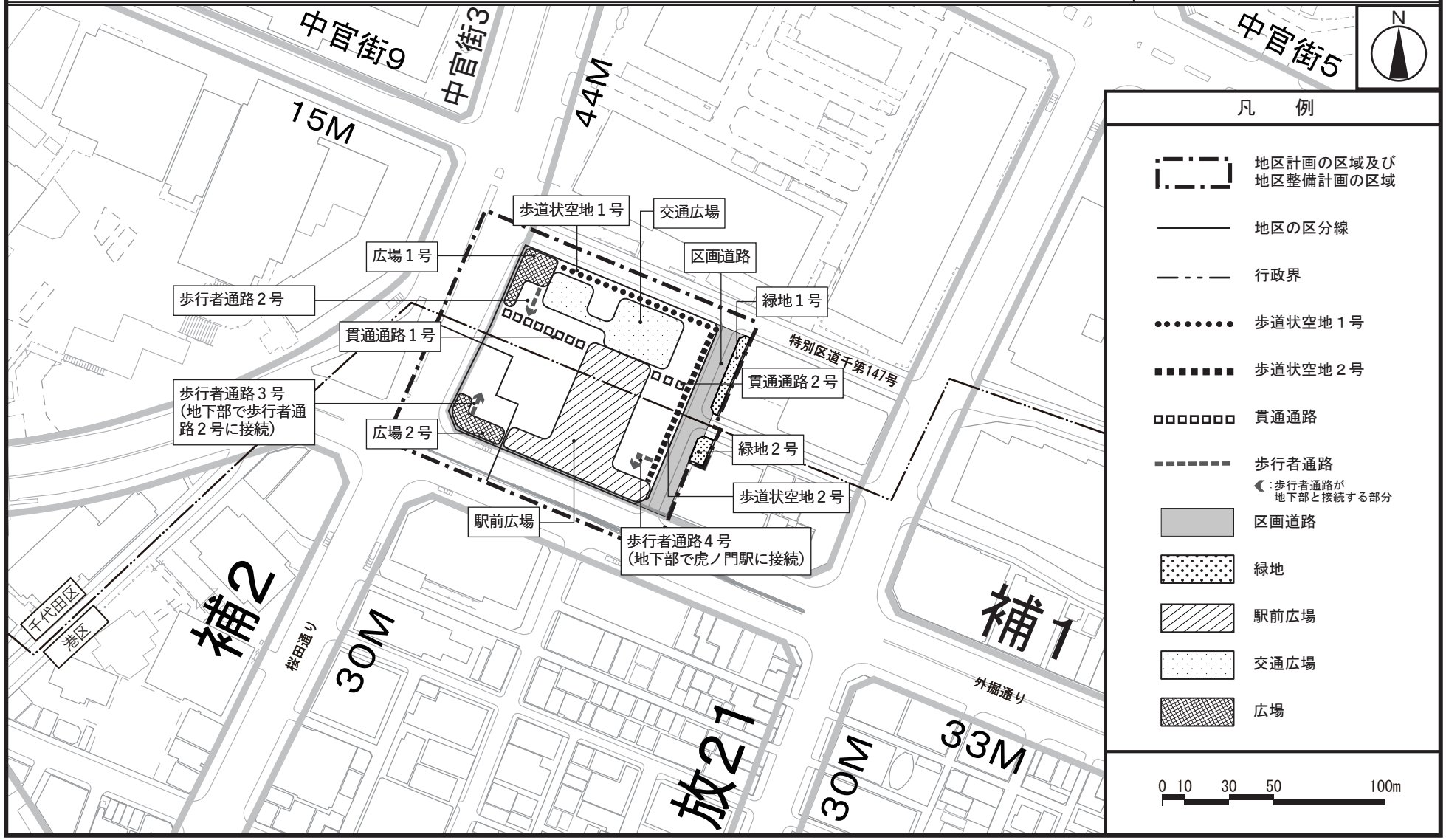
理　由　：　地下鉄虎ノ門駅の交通結節機能の強化を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、地区計画を決定する。

〔参考〕東京都市計画地区計画
霞が関・虎ノ門地区地区計画　計画図１



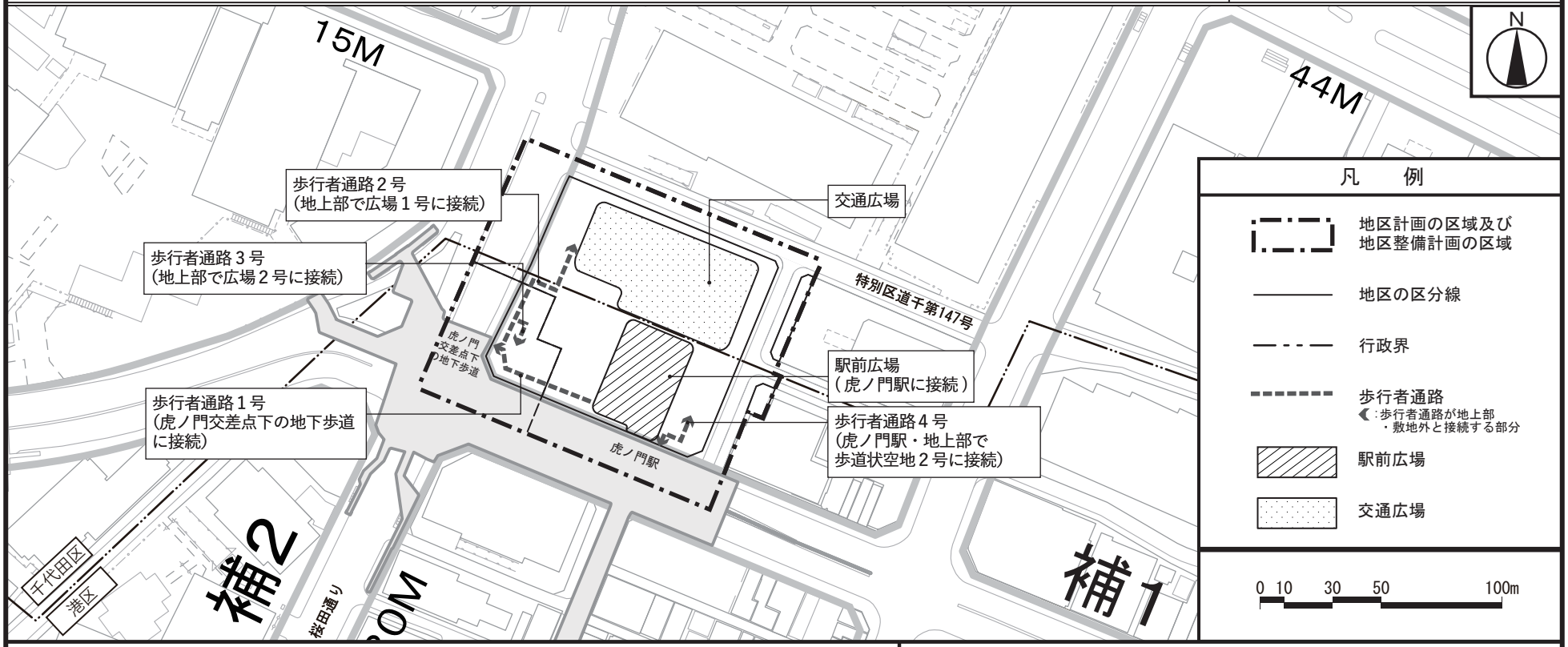
この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第149号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）７都市基街都第155号、令和７年７月29日

〔参考〕東京都市計画地区計画
霞が関・虎ノ門地区地区計画　計画図２－１（地上部）



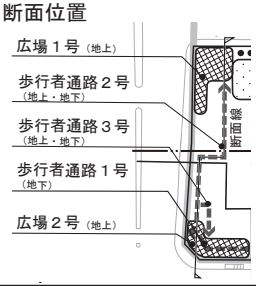
この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第149号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）７都市基街都第155号、令和７年７月29日

〔参考〕東京都市計画地区計画
霞が関・虎ノ門地区地区計画　計画図２－２（地下部）

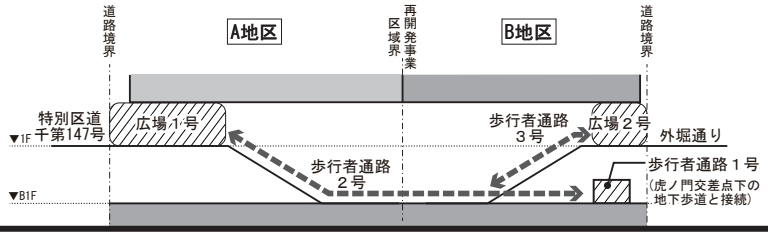


■歩行者通路１号・２号・３号について

○断面位置

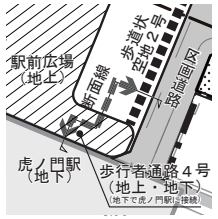


○断面イメージ

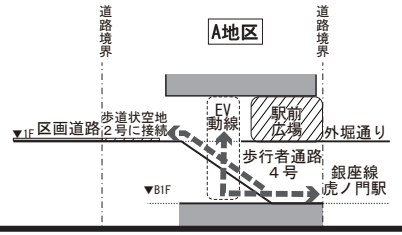


■歩行者通路４号について

○断面位置

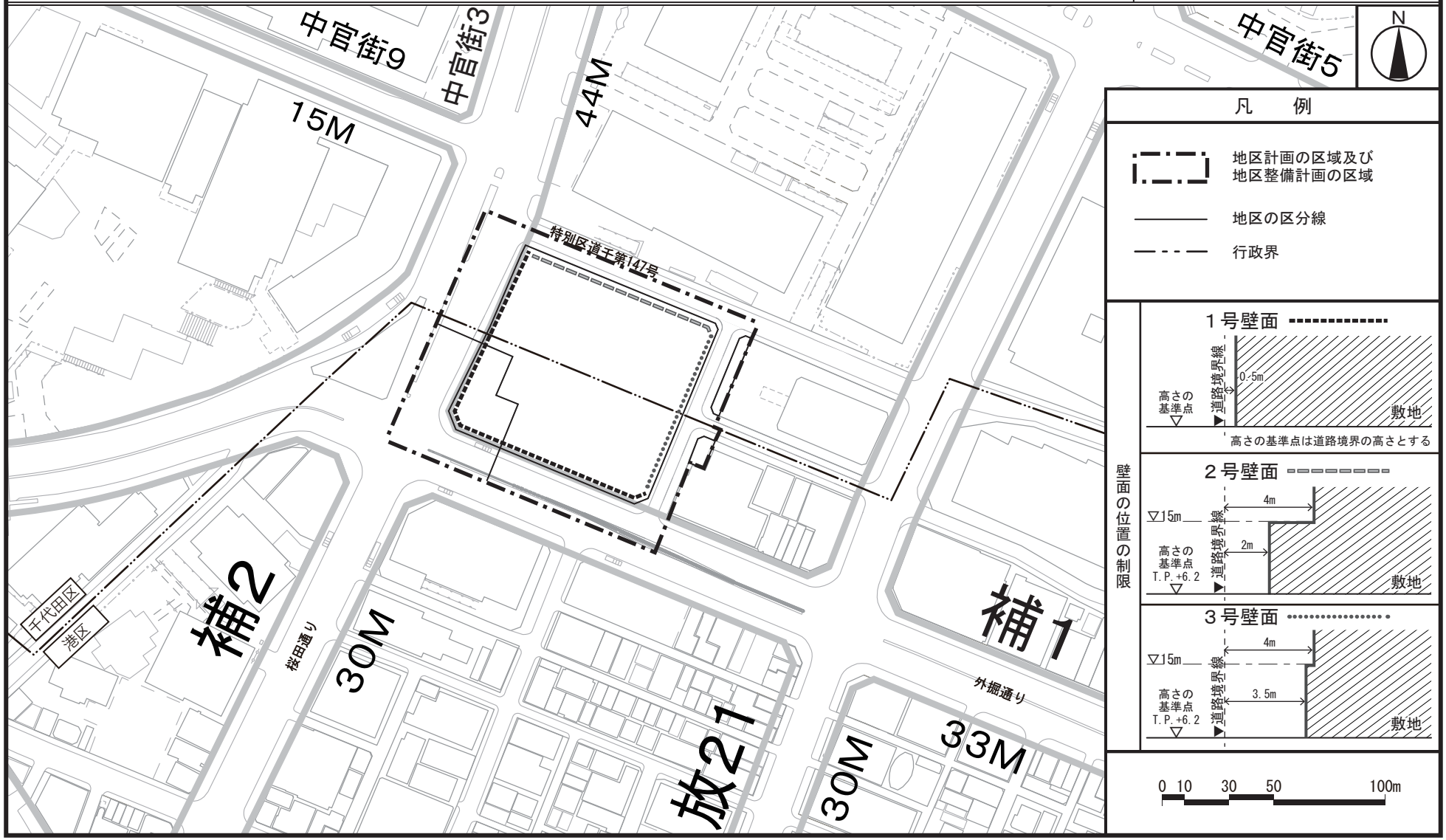


○断面イメージ



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第149号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）７都市基街都第155号、令和７年７月29日

〔参考〕東京都市計画地区計画
霞が関・虎ノ門地区地区計画　計画図３



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第149号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）７都市基街都第155号、令和７年７月29日

〔参考〕東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定

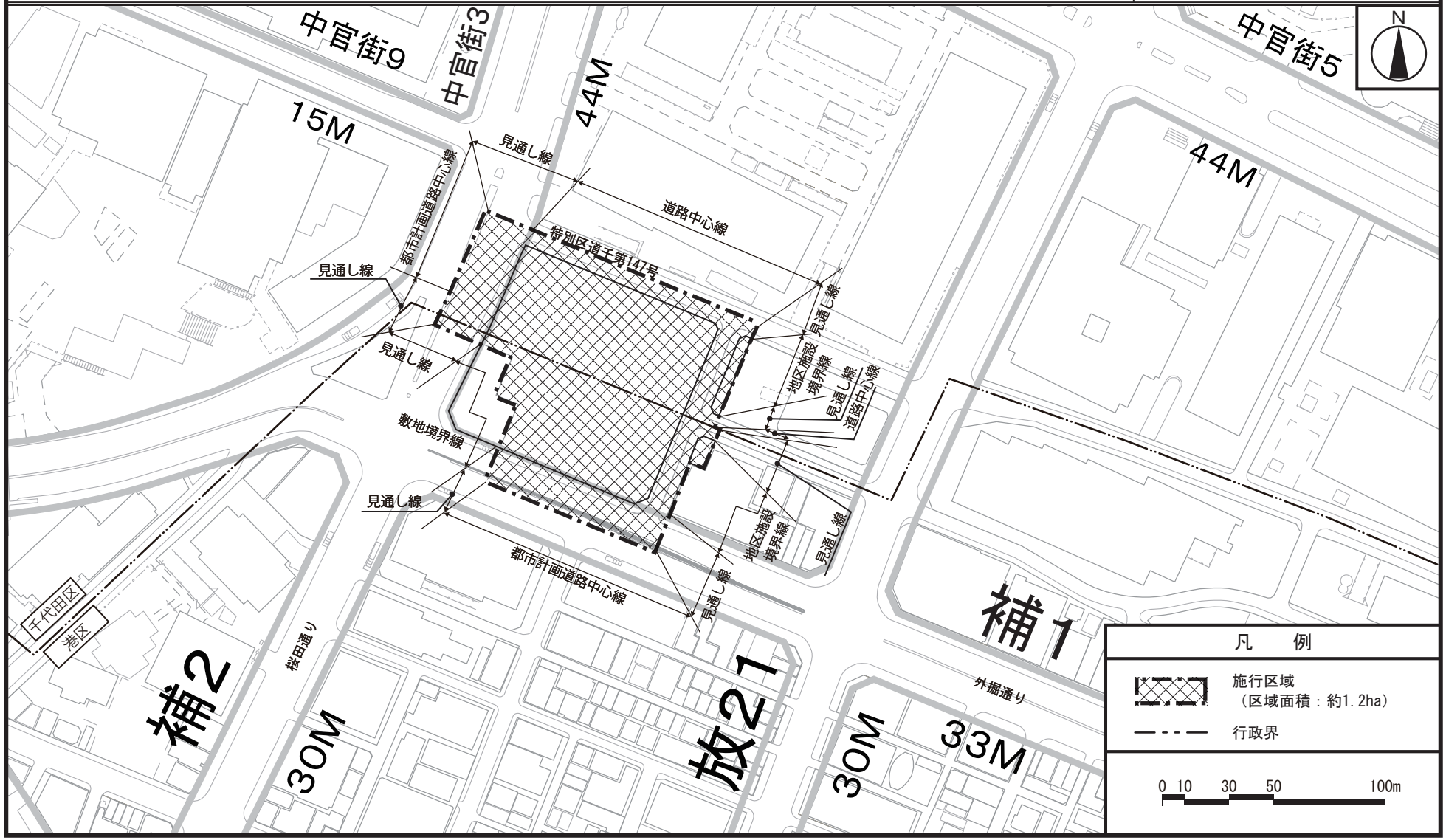
都市計画霞が関・虎ノ門地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。　　幅員の〔　〕は全幅員を示す。

<table>
<tr><td colspan="2">名　　称</td><td colspan="5">霞が関・虎ノ門地区第一種市街地再開発事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">施行区域面積</td><td colspan="5">約１．２ｈａ</td></tr>
<tr><td rowspan="6">公共施設の
配置及び規模</td><td rowspan="4">道路</td><td>種　別</td><td>名　称</td><td colspan="2">規　模</td><td>備　考</td></tr>
<tr><td rowspan="2">幹線街路</td><td>東京都市計画道路
幹線街路補助線街路
第１号線</td><td colspan="2">別に都市計画において定めるとおり。</td><td>整備済み</td></tr>
<tr><td>中央官衙街路第３号線</td><td colspan="2">別に都市計画において定めるとおり。</td><td>整備済み</td></tr>
<tr><td rowspan="2">区画道路</td><td>特別区道千第１４７号</td><td colspan="2">幅員 7.0m〔14.0m〕、延長 約 105m</td><td>整備済み</td></tr>
<tr><td>区画道路</td><td colspan="2">幅員 10.5m、延長 約 85m</td><td>新設</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公園及び
緑地</td><td rowspan="2">緑地</td><td>緑地１号</td><td colspan="2">面積 約 150 ㎡</td><td>新設</td></tr>
<tr><td>緑地２号</td><td colspan="2">面積 約 80 ㎡</td><td>新設</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築物の整備</td><td>建築
面積</td><td>延べ面積
［容積対象面積］</td><td>主要用途</td><td colspan="2">高さの限度</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>約 6,400 ㎡</td><td>約 151,800 ㎡
［約 117,200 ㎡］</td><td>事務所、店舗、駐車場等</td><td colspan="2">180m</td><td>高さの基準点はＴ．Ｐ．+６．２ｍとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築敷地
の整備</td><td>建築敷地
面積</td><td colspan="5">整備計画</td></tr>
<tr><td>約 7,400 ㎡</td><td colspan="5">・地下鉄虎ノ門駅周辺の交通結節機能強化を図るため、駅前広場や交通広場等を整備する。
・特別区道千第１４７号及び区画道路の沿道に歩道状空地を整備するとともに、歩行者通路や貫通通路を整備する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">参考</td><td colspan="5">都市再生特別地区及び地区計画区域内にあり。</td></tr>
</table>

「施行区域、公共施設の配置、建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり。」

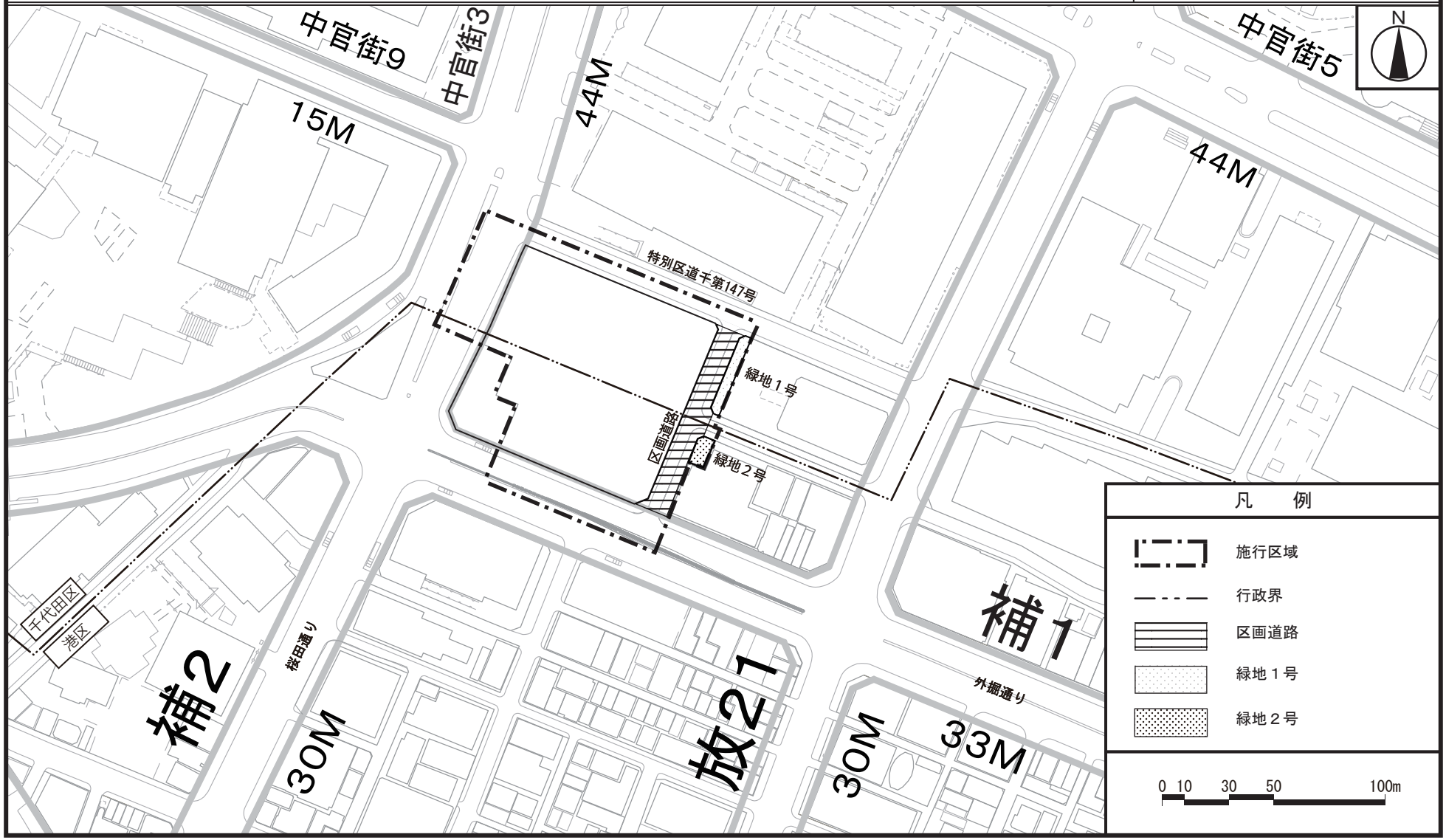
理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、駅前拠点に相応しい複合市街地を形成するため、第一種市街地再開発事業を決定する。

〔参考〕東京都市計画第一種市街地再開発事業
霞が関・虎ノ門地区第一種市街地再開発事業　計画図1（施行区域図）



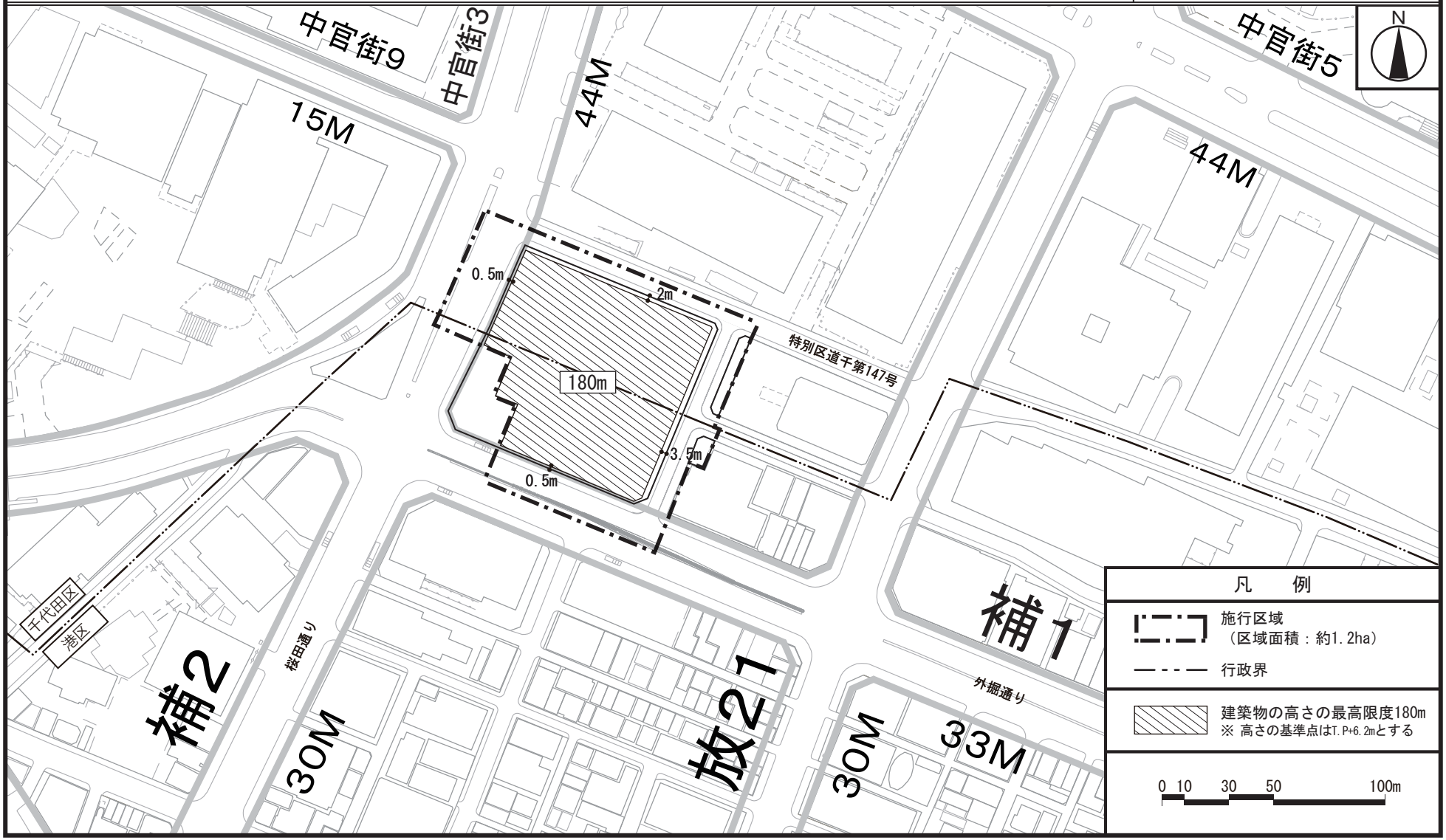
この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（承認番号：7都市基交測第149号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）７都市基街都第155号、令和７年７月29日

〔参考〕東京都市計画第一種市街地再開発事業
霞が関・虎ノ門地区第一種市街地再開発事業　計画図2（公共施設の配置図）



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第149号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）７都市基街都第155号、令和７年７月29日

〔参考〕東京都市計画第一種市街地再開発事業
霞が関･虎ノ門地区第一種市街地再開発事業　計画図3（建築物の高さの限度図）



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第149号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）７都市基街都第155号、令和７年７月29日